

教員による「わいせつ行為等」の量的研究 —教育行政と学校経営における危機管理のために—

榊原 禎宏・森脇 正博*

Quantitative Analysis of Teacher Misconduct for Crisis Management in Educational Administration

Yoshihiro SAKAKIBARA and Masahiro MORIWAKI*

Accepted June 19, 2024

抄録：学校教員には社会的な期待と信頼が寄せられる一方、性暴力という深刻な問題によって現在、厳しい視線にも晒されている。ところが、こうした非違行為や社会的逸脱に対する教育行政・学校経営上の方略の前提として、関係する基本的かつ重要な認識がそもそも得られていないという課題意識のもと本稿は、既存統計の再分析を通じて、教員によるわいせつ行為等の発生頻度とその傾向に関わる基礎データを提出した。すなわち、2000–2019年度、教員による「わいせつ行為」の発生率は0.10～0.23%、また「わいせつ行為等」の発生率は0.14～0.30%であり、この発生率は教員以外の同年齢人口を継続的に上回り、その平均は約1.5倍である。なお、これら行為等は、圧倒的に男性教員によるが、かれらが所属する学校種によって発生率が大きく異なることも明らかとなった。

索引語：教員のわいせつ行為等、性暴力、学校の危機管理

Abstract: While school teachers are socially expected and trusted, they are currently under intense scrutiny due to the serious problem of sexual violence. However, there has not yet been sufficient recognition of such misconduct and social deviance as a prerequisite for educational administration strategies. This paper presents basic data on the frequency and trends in the occurrence of indecent acts by teachers. From 2000 to 2019, the incidence of indecent acts by teachers ranged from 0.10 to 0.23%, and the incidence of indecent acts ranged from 0.14 to 0.30%. These rates continuously exceeded those of the non-teaching population of the same age group, with an average of approximately 1.5 times the rate. These acts are overwhelmingly committed by male teachers, but it is also clear that their incidence varies greatly depending on the type of school to which they belong.

Key Words: teacher indecency, sexual violence, school crisis management

* 神戸市立伊川谷小学校

1. 問題の所在—教員の職業威信と公教育の危機

教育者として児童生徒に働きかける役割を担う教員は、まず能動的な立場で描かれる。曰く、教員はいかに授業を進めるか、児童生徒を指導すべきかと。その一方、「国民の学校教育に対する期待に応えるためには、教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが極めて重要」（中央教育審議会 2006）と謳われ、また「子供に慕われ、保護者に敬われ、地域に信頼される存在として、更なる飛躍が図られる仕組みを構築していくことが必要」（中央教育審議会 2015）とも指摘される中、教員はすこぶる注視される受動的な存在でもある。

こうした立場に置かれる教員が、今日いっそう衆目に晒されている。教員によるわいせつ行為あるいは性暴力が近年相次いでいると認識され、2021年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されたのである。それは、教育職員等の児童生徒への性暴力等を禁じるほか、これにより教員免許状が失効等した場合、その後の事情から適当である場合に限り免許を再授与すること等を定めている。また、文部科学省「基本的な指針」では、都道府県教育職員免許状再授与審査会による審査の際の考慮要素及び提出書類例に、厳しい基準が示されている¹⁾。

くわえて、2023年度から文部科学省は、わいせつ行為のために免許状を失効した教職員の情報を記録するデータベース（DB）の運用を始めた。これは、教職員の雇用時に検索することや、免許状失効時の記録を教育委員会に義務づけるものである²⁾。

教員に対するかくも厳しい社会的眼差しは、教職員の任用と服務・監督そして研修を担う都道府県と市町村の教育委員会および各学校に影響を与えざるをえない。なぜなら、大切な我が子を学校に預ける保護者にとって、性暴力に遭遇することは断じて許されず、児童生徒にとっても、身近な教員に安心と信頼を寄せられないことは、この上なく危険な環境だからである。

また、上記法に関連して「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する方針」（文部科学大臣決定）には、「（前略）加えて、こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない」とも示されている。教員によるわいせつ行為や性犯罪は、多くの教育関係者の名誉と誇りを踏みにじるものでもあり、この問題は教員の職業威信のありようにも連なるのである。かくも、教員という学校での重要な人的資源のマネジメントが教育行政と学校経営のいずれの文脈でも問われている。

さて、ここでまず取り上げるべきは、教員の性暴力という事態にいかに対応すればよいかわからない。何よりも直視すべきは、教員によるこれら事案が、そもそもどれほどの頻度で生じているのか、また、それらはいかなる傾向を有するのかについて、関係者の間で共通了解されていないということである。

この基本的な理解を欠いたままに、「聖職者の性犯罪を告発する」、「子どもを襲う『わいせつ教師』事件簿」といった強烈な記事に気圧されて、教育委員会と学校が右往左往するさまは、「教師バッシング」によって溜飲を下げるに留まるか、圧倒的多数の教員の士気を低下させる危険を伴い、問題の改善にむしろ逆行する。議論に耐えるデータを携えてこそ、冷静で現実的な議論ができることを確認しなければならない。

ところが、このテーマに関する研究は乏しく、柑本（2021）や竹内（2021）など多くは法的

アプローチであり、実証的知見はほとんど蓄積されていない。その最大の背景は、性暴力等が加害－被害の構図を伴い、事実を明らかにすることが被害者に対する二次被害を招きかねないことから、公表されない場合があるためである（文部科学省 2020）。つまり、事実に向かおうとするとプライバシーに抵触する、あるいは、事実じたいが発表されない。こうした事情から、質的研究の限界が明らかなテーマでもあるのだ。

以上を踏まえて量的研究に臨むならば、次の調査・研究状況を押さえる必要がある。まず、全国規模の調査としては、文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」に「わいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的な状況について」がある。そして、同データに拠り経年変化を示したものも挙げられる（棚野他 2018、小宮他 2020）。これらから、事案の認知数と処分数の推移はわかる。ただし、教員での事案の発生頻度は不明で、かつ社会的な発生頻度との比較もなされていない。また、事案の分類が概括に留まり、例えば性別や学校種別の多寡も明らかではない。

あるいは、兵庫県の調査では、強制わいせつ容疑で逮捕された教員の比が 15 歳以上 65 歳未満人口の 15 倍とあるが（神戸新聞社 2003：208 頁）、対象の教員数は一つの県のみと限られ、かつ単年度の結果にもとづくものである。これでは偶然の域を超えないだろう。さらに、児童生徒との接点を直接には持たない大学、短大、高専等の教員を母数に含めて「教師」と論じる粗略なものも見られる（須藤 2015）。こうした分析に正確で生産的な議論を期待することはできない。

かくして、先行研究は次の問題をはらんでいる。すなわち、初等・中等教育段階の教員による事案の発生頻度が明らかでなく、また社会的な発生頻度との比較もなく、さらに長期的な傾向に関しても、知見が提出されていない。しかしながら、当該の事案を適切に測定することは、他の社会問題と同様、基本的な認識を得る上で第一義的な研究課題だろう。

もっとも、これらの研究状況を踏まえてさらなる分析も試みられている（榊原 2010、榊原・森脇 2012、森脇・榊原 2018）が、その限界も指摘できる。それは「わいせつ行為」と「わいせつ行為等」を区分する一方で、両者の違いを踏まえた議論をしていないこと、あるいは、教員による性暴力に関わる事案の発生率とそれ以外による発生率の比較に際して、両グループの独立性を担保していないといった点である。これらの課題にくわえて、より長期のデータを収集して結果を精査することも求められる。なぜなら、このテーマは人々の高い関心を集めやすいがゆえに、知見の提出にはより慎重でなければならず、繰り返し追試されるべきだからだ。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020 年度以降、学校は断続的に休校、学校の業務日数が従来と大きく変わり、これ以前との年度間比較が不可能となった。つまり、このテーマで追試が可能なのは 2019 年度分までであり、その検証は今を措いてはか行うことができない。

学校でのわいせつ行為に関わる事案がプライバシーに強く関連し、データの制約が大きいことから、その研究は決して容易ではない。しかし、この問題の社会的影響は極めて重大で、教職に就いている者の自負と誇り、さらに将来の教職にとっても避けて通れないテーマであることを鑑みれば、教育行政研究においても可能な方法でこの事案を捉えることは、喫緊の責務だろう。

以上のような先行研究の到達と限界を念頭に置き、本研究では以下の点について明らかにすることを課題とする。

第一に、教員による「わいせつ行為」と「わいせつ行為等」³⁾は、どれほどの頻度で発生しているのか。

第二に、教員での発生頻度は、社会的にいかなる位置を占めるか。つまり、教員による同行

為の発生頻度は、いわゆる一般と比べて高いのか否か。

第三に、第一と第二の傾向は、継続的なものなのか一時的なものなのか。

第四に、教員の属性による発生率の違いを見出せるか否か。例えば、教員の性別や勤務する学校種による違いは認められるか。

非違行為または社会的逸脱とも言うべきこれら事案に対して、いかなる教育行政上の施策や学校経営上の方略を示しうるかが問われる。そして、これらに先立つ基本的かつ重要な認識がそもそも欠落している一方、関係者がそれぞれのイメージのままに、生じるケースに弥縫策を講じるに留まっているのが現況ではないかという課題設定から、以下、分析を進める。

2. 教員による「わいせつ行為」の発生規模と社会的重大性

(1) 対象と方法

この事案の発生規模及び社会的重大性を明らかにするために、非違行為である「わいせつ行為」にまず注目して、次の作業を行った。

①用いたデータは、2000 年度以降各年度の文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」及び警察庁『犯罪統計』中「統計資料」の「年間の犯罪」（各年度版）である。現在、2022 年度のデータが最新だが、コロナウイルス禍に置かれた学校という前述の理由から、2000～19 年度までの 20 年間を対象とした、また、前者は 4 月から翌年 3 月、後者は 1 月から 12 月と時期が異なるが、いずれもすべての月を含むため、比較可能と見なした。

そして、教員とは、公立小学校・中学校・高等学校、中等教育学校、特別支援学校（2006 年度以前は、盲・聾・養護学校）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手（本務者）を指し、幼稚園、専修学校等、私立・国立大学法人学校は含まない。なお、男女別人数は『学校基本調査報告書』が国・公・私立学校の総数表記のため、各年度の本務者の割合から算出した。

②前述の「わいせつ行為等」の定義にもとづき、刑法に定める強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、児童福祉法に定める淫行させる行為、児童ポルノ禁止法に定める児童買春・児童ポルノに係わる行為等、青少年保護育成条例に定めるみだらな性行為等を「わいせつ行為」とした。

③勤務校内で同僚の女性教諭を盗撮したとして小学校教諭を懲戒免職（静岡県、2023 年 8 月）などの教員の盗撮・のぞきによる懲戒処分は、文部科学省「わいせつ行為等の態様」の 1～2 割を占める。これらの事案を決して看過すべきではないが、その認知の多くは迷惑防止条例によることから、該当する統計が警察庁に存在せず犯罪として数えられない。また、性的姿態撮影等処罰法の施行は 2023 年 7 月からであり、本稿でのデータには適用されえない。なお、会話等における性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）は、地方公務員法上の信用失墜行為等だが、法律的にわいせつに関わる行為に該当しない。よって、これらは本稿での「わいせつ行為」に含めない。

④文部科学省による「わいせつ行為等」の具体的状況の公表は 2004 年度からであり、また同年度は「行為の態様」が複数回答のため、直接のデータには扱えない。そこで、③に関して、

2005～09年度の「わいせつ行為」による処分者が平均76.11%であることから、2000～04年度は同値を適用した。

- ⑤教員の年齢構成に近い比較を行うために、総務省統計局「人口推計」に拠り、日本に居住する23歳以上60歳以下の人口を推計した。また、2000～19年度に上記の諸学校に勤務する本務者のうち男性は49.94%、同年度間の日本の総人口に対する同年齢層の男性比が50.54%であることから、両グループの性別割合をほぼ同じと判断した。ちなみに、警察官や自衛官等の構成は人口と大きく異なるため、社会的な発生率との比較は不可能である。
- ⑥犯罪は認知件数、検挙件数、検挙人員に区分されるが、ここでは教員の懲戒処分との比較上、事案の被疑者数すなわち「検挙人員」を対象とする。
- ⑦警察庁のデータの「強姦」と「(強制・公然・頒布)わいせつ」は、5歳区分の実数が示されているものの、これ以外は年齢別数が不明である。そこで、23～60歳のわいせつ行為の検挙人員を推計するために、まず「強姦」と「わいせつ」について、20～24歳と60～64歳区分の実数を等分し、年齢割合に応じて推計、同数と25～59歳区分の実数を加えて同年齢区分の検挙人員とした。そして、他の行為についても、「強姦」と「わいせつ」での検挙人員の推計値および同実数の合計の比率から値を算出した。

(2) 結果と考察

まず、教員における「わいせつ行為」および「わいせつ行為等」での処分者数とその在職者数に占める割合を示したものが、表1である。ただし、監督責任により懲戒処分を受けた者の数は除いている。

表1から、教員による「わいせつ行為」の発生率は、最小で2001年度の0.0103%、最大で2018年度の0.0231%の範囲に及ぶことがわかる(「0」表記が煩雑なため、以下「%」ではなく「‰」[パーミル]で表記する)。また、「わいせつ行為等」の発生率は、0.135‰(2001年度)～0.314‰(2018年度)の幅であり、いずれも、この20年間の上昇傾向が確認できる。

これに対して、教員以外のグループでの「わいせつ行為」の発生率を算出するため、以下の作業を行った。まず、教員グループと教員以外の人々のグループ、この二つのグループの独立性を担保するために、23～60歳の人口から各年度の教員数を減じたものを、表2に示した。その上で、教員を除く人口を母数にする集団における「わいせつ行為」の事案数⁴⁾にもとづき、同グループの発生率を求めたのが、表3である。

表3から、教員以外のグループでの「わいせつ行為」の発生率は、2000年度の0.086‰を最小に、18年度の0.121‰を最大に推移していることがわかる。これは人口10000人あたり0.86～1.21人の発生頻度である。また、教員グループと同様、年度が進むごとに同値が上昇する点も確かめられる。

さらに、表4は、教員と教員以外のグループ間での「わいせつ行為」の発生率を比較しているが、この統計的有意差を確かめるべく次の作業を行った。すなわち、2000年度から2019年度における「教員のわいせつ行為の発生率」と「教員以外の人々の同行為の発生率」を連続変数として捉えて2群間の比較を行うために、事前にShapiro-wilk検定を用いて正規性を表5の通り確認した上で、対応のないt検定⁵⁾を行った。統計学的解析にはSPSS ver.29.0を使用し、有意水準は5%とした。

表 1 在職者数と処分者数およびその割合

年度	在職者数	処分者数		在職者数に占める割合(%)	
		わいせつ行為	わいせつ行為等	わいせつ行為	わいせつ行為等
2000	908403	107	141	0.118	0.155
2001	905304	93	122	0.103	0.135
2002	904384	133	175	0.147	0.194
2003	903681	149	196	0.165	0.217
2004	900590	128	168	0.142	0.187
2005	898364	110	142	0.122	0.158
2006	896600	144	189	0.161	0.211
2007	896266	121	164	0.135	0.183
2008	896047	136	176	0.152	0.196
2009	897250	116	153	0.129	0.171
2010*	899503	126	167	0.140	0.186
2011	901572	126	170	0.140	0.189
2012	902353	137	187	0.152	0.207
2013	900530	150	205	0.167	0.228
2014	900197	145	205	0.161	0.228
2015	901554	155	224	0.172	0.248
2016	900299	167	226	0.185	0.251
2017	900314	146	210	0.162	0.233
2018	898547	208	282	0.231	0.314
2019	898508	202	273	0.225	0.304

* 2010 年度調査：行為の態様が「無回答」の 8 名は含めていない。

表 2 人口、教員数および教員を除く 23 ～ 60 歳の人口

年度	人口 (23～60歳)	教員数	教員数を 減じた人口
2000	67721751	908403	66813348
2001	67868000	905304	66962696
2002	67546000	904384	66641616
2003	67258000	903681	66354319
2004	66892000	900590	65991410
2005	66055069	898364	65156705
2006	66192000	896600	65295400
2007	66174000	896266	65277734
2008	65301000	896047	64404953
2009	64232000	897250	63334750
2010	63797000	899503	62897497
2011	62835000	901572	61933428
2012	61987000	902353	61084647
2013	61310000	900530	60409470
2014	60736000	900197	59835803
2015	60614000	901554	59712446
2016	60192000	900299	59291701
2017	59872000	900314	58971686
2018	59860000	898547	58961453
2019	59436000	898508	58537492

表 3 教員を除く「わいせつ行為」の検挙人員（23～60歳）とその発生率

年度	強姦	強制わいせつ	公然わいせつ	わいせつ物頒布等	淫行させる行為	児童ポルノ禁止法違反	みだらな性行為等	左欄の合計【A】	Aから教員分を減じた人員数	発生率（‰）
2000	1084	1669	861	542	183	567	974	5880	5773	0.086
2001	953	1669	941	442	258	766	944	5973	5880	0.088
2002	1012	1591	1024	361	295	1020	964	6267	6134	0.092
2003	997	1689	1082	321	338	1021	952	6400	6251	0.094
2004	844	1697	1107	450	391	940	924	6353	6225	0.094
2005	829	1765	1160	628	337	1032	979	6730	6620	0.102
2006	827	1762	1341	714	307	1165	1121	7237	7093	0.109
2007	778	1721	1243	685	259	1046	1112	6844	6723	0.103
2008	720	1679	1221	649	294	963	1047	6573	6437	0.100
2009	693	1608	1228	619	242	1144	931	6465	6349	0.100
2010	597	1627	1284	598	216	1210	904	6436	6310	0.100
2011	575	1660	1273	794	249	1256	806	6613	6487	0.105
2012	624	1784	1270	824	228	1344	702	6776	6639	0.109
2013	684	1815	1213	654	242	1382	779	6769	6619	0.110
2014	672	1903	1136	576	233	1438	764	6722	6577	0.110
2015	668	1894	1068	542	221	1514	701	6608	6453	0.108
2016	618	1976	1122	497	172	1576	700	6661	6494	0.110
2017	640	1995	1013	396	139	1789	717	6689	6543	0.111
2018	764	2054	1057	431	129	2136	774	7345	7137	0.121
2019	829	2060	1031	397	94	1980	850	7241	7039	0.120

表 4 「わいせつ行為」の発生率に関する教員と教員以外のグループ間比較

年度	教員の発生率（‰）【A】	全国の発生率（‰）【B】	A/B
2000	0.118	0.086	1.37
2001	0.103	0.088	1.17
2002	0.147	0.092	1.60
2003	0.165	0.094	1.76
2004	0.142	0.094	1.51
2005	0.122	0.102	1.20
2006	0.161	0.109	1.48
2007	0.135	0.103	1.31
2008	0.152	0.100	1.52
2009	0.129	0.100	1.29
2010	0.140	0.100	1.40
2011	0.140	0.105	1.33
2012	0.152	0.109	1.39
2013	0.167	0.110	1.52
2014	0.161	0.110	1.46
2015	0.172	0.108	1.59
2016	0.185	0.110	1.68
2017	0.162	0.111	1.46
2018	0.231	0.121	1.91
2019	0.225	0.120	1.88
A/Bの平均値(2000～2019)			1.49

表5 「わいせつ行為」の発生率に関する正規性の検定結果

		Kolmogorov-Smirnovの正規性の検定（探索的）			Shapiro-Wilk		
教員・教員以外		統計量	自由度	有意確率	統計量	自由度	有意確率
発生率	教員	0.158	20	0.200	0.923	20	0.113
	教員以外	0.127	20	0.200	0.961	20	0.564

その結果、2000年度から2019年度における「教員のわいせつ行為の発生率」の平均は0.156 ± 0.032%、「教員以外の人々の同行為の発生率」の平均は0.104 ± 0.010%となり、「教員のわいせつ行為の発生率」が「教員以外の人々の同行為の発生率」よりも有意に高かった（ $t(22.427) = 6.990$, $p < 0.001$ ）。

これらから、この20年間の教員と教員以外の人々という2つのグループ間における発生率には、統計的に有意な差が認められる。教員グループの「わいせつ行為」の発生率は、教員以外のグループをすべての年度で上回っているだけでなく、統計的にも有意なほどの違いがあるのだ。

以上から、次の点を確認するとともに、議論の俎上に載せることができる。

それは第一に、教員による「わいせつ行為」の発生頻度は、およそ4300～9700人あたり一件であり、雑誌記事等でしばしば扇動的に取り上げられるような、「わいせつ教員」が至るところにいるかのような表現は不適切である。ただし、教員以外のグループによる同行為が、およそ8300～11600人あたり一件という頻度であることと比べれば、教員による同行為の発生頻度が、決して低くないこともまた事実である。

また第二に、教員による「わいせつ行為」の発生率は、調査した20年間すべての年度で、教員以外の人々による同率よりも高い。また、その比率は1.17～1.91倍、平均は1.49倍と教員において約5割高い。なかでも、直近5年間の教員グループにおける発生率は、それ以外の同水準の1.70倍と、いっそうの開きを見せている。つまり、数千人に一人という教員による事案の発生頻度は、教員以外での発生頻度を明らかに上回るのである。

そして第三に、「わいせつ行為」の発生率は、いずれのグループも年次とともに上昇傾向にあるが、教員グループでより顕著である。ここで、2000年度と2019年度を比べれば、教員以外での発生率が0.086%から0.120%と約1.4倍に対して、教員では0.118%から0.225%と約1.9倍になっている。

これらから、教員によるわいせつ事案は、教員以外の社会的発生率と比べて高い水準であるとともに、過去20年間にわたって継続的傾向を見せていると判断できる。この状況をいかに理解すればよいのだろうか。

ここでは二つの推論を提示する。その一つは、客観的に事案が発生し、教員における発生頻度はいっそう高く、近年さらに高まっている可能性である。もう一つは、教職への期待と批判を背景にこの問題への社会的まなざしが強まり、教員グループによる事案がいっそう「発見」されている可能性である。ここで、明らかになっていない事案、暗数つまり発生率の実態が両グループで異なる可能性を考慮すべきかもしれない。ただし、暗数という名の通り、これを明らかにすることはとりあえず不可能と見てよいだろう。

以上のデータの限り、いずれかの即断はできないが、どちらであっても、早急な対応が求められることに違いはない。ちなみに、こうした状況に応じるべく教員に対する処分の厳罰化の

ほか、教員研修の整備⁶⁾も進められているが、それらが必ずしも功を奏しておらず、事案の抑止に寄与していると未だ言えないことも認めざるを得ないだろう。

さいごに第四に、改めて表1を見れば、法的に定義される「わいせつ行為」には該当しないものの、性的な非違行為に関わる教員の件数が増加していることも注目しなければならない。というのは、「わいせつ行為」と「わいせつ行為等」の間には、およそ2～3割の開きがある。そして、「わいせつ行為等」は、「わいせつ行為」のほか「盗撮・のぞき」、「セクシュアル・ハラスメント」、「その他」を含むが、これらのうち「その他」は全体の3割未満であり、残る二種類の行為が大半を占める。これらの上で、「行為の態様」が公表されるようになった2005年度以降、この二種類に関わる事案の発生率を見ると、例えば、前半の7年間（2005～11年度）が平均0.034%に対して、後半の8年間（2012～19年度）では同0.059%と、約1.7倍に増加している。

なお、「盗撮・のぞき」に注目すれば、その背景として携帯電話やスマートフォンの普及を推測できる⁷⁾。そのため、教職員のスマートフォンの利用規制やこれを職員室で管理すると規定した自治体もあるが⁸⁾、このことと学校の実態とのずれは否めない。例えば、2020年の新型コロナウイルス感染対策の一斉休校の際には、家庭との連絡にこれを活用する学校もあった（末富編2022：245頁）。これらの齟齬を解消するために、携帯端末を教育委員会が購入・貸与し、各学校が管理・運用することを標準にすべきだろうか。これら教育行政・学校経営上の方略に関わる議論も必要である。

3. 男性教員による「わいせつ行為等」の学校種別比較

さらに、事案の行為者のおよそ98%と圧倒的多数を占める⁹⁾男性教員に即して学校種ごとに検討しよう。ここでは、事案をより幅広く捕捉するために、「わいせつ行為」に留めず、「わいせつ行為等」を対象とする。

具体的には、「わいせつ行為等」の行為者について、男女別数が公表された2005年度以降（学校種を特定できない10年度を除く）の同行為等に占める男性の割合から、処分者数を推計した。そして、学校種ごとの在職者数と同処分者数から男性教員による同行為等の発生率を算出して、表6と図1に示した。

ここから、全学校種での男性教員による「わいせつ行為等」の増加を確認できる。また、小学校教育員による同行為の平均発生率0.291%を基準にすれば、中学校・高校・特別支援学校に所属する教員による同行為の発生率は、各1.55倍、1.71倍、1.26倍となり、とりわけ中学校と高校で割合が高い。同じく教員であっても、学校種の違いによる発生率の違いは明らかである。

この結果は、例えば、中学校や高校でおしなべて熱心に取り組まれている部活動との関連を問いはしないだろうか。というのは、「わいせつ行為」の類型的研究では、中学校・高校における同事案の約2割に、部活動との関連が報告されているからだ（榊原・森脇2021：101頁）。これを敷衍すれば、中学校・高校では進路指導や教育相談等、一対一で接する機会の多いことも見直すべきだろう。かくも、わいせつに関わる事案の検討は、学校種別にまた、それぞれの学校での教員の働き方も視野に含めるべきである。

表 6 男性教員における「わいせつ行為等」の学校種別の発生率

年度	小学校 (%)	中学校 (%)	高等学校 (%)	特別支援学校 (%)
2005	0.233	0.339	0.374	0.267
2006	0.239	0.537	0.515	0.300
2007	0.289	0.396	0.425	0.219
2008	0.215	0.455	0.487	0.457
2009	0.246	0.415	0.357	0.425
2011	0.278	0.392	0.486	0.407
2012	0.315	0.434	0.545	0.299
2013	0.338	0.593	0.487	0.399
2014	0.318	0.490	0.603	0.418
2015	0.322	0.536	0.685	0.579
2016	0.434	0.581	0.560	0.379
2017	0.378	0.488	0.580	0.401
2018	0.469	0.645	0.856	0.581
2019	0.497	0.608	0.786	0.578
平均	0.291	0.450	0.497	0.367

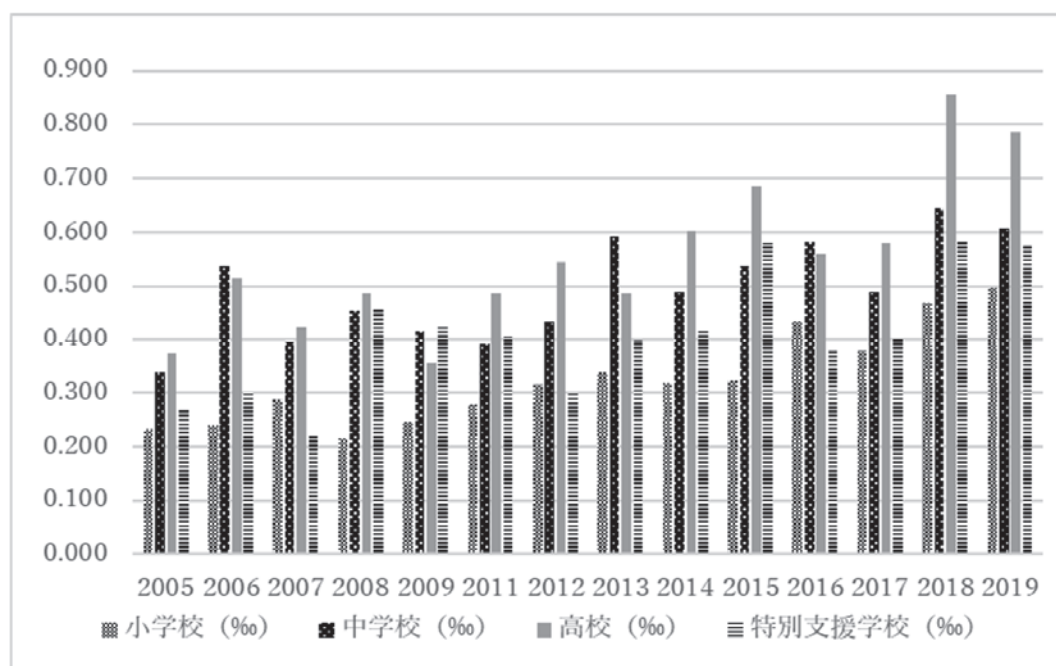


図 1 男性教員における「わいせつ行為等」の学校種別の発生率

仮に、これらの推論が説明力を持つならば、「わいせつ行為等」が個人の性的嗜好に依るという想定を問い直すことにもなる。例えば、「自分が陥りやすい性暴力等を引き起こす危険性を理解するため、性暴力等に対する自己分析支援チェックシート」の活用を求める教育委員会もある（長野県教育委員会 2021：16 頁）が、疑義なしとしない。なぜなら、性暴力に関わる行為が当事者の主体性や意思を越えた環境の所産でもあるならば、児童生徒の成長発達と教育課題上の重点を踏まえた教員の働き方に、教育委員会や学校管理職はより注目すべきと立論できるからである。

4. 結論

以上から、本稿での問いに対する知見は次の通りである。

第一に、2000～2019年度の20年間、教員による「わいせつ行為」の発生率は0.10～0.23%、また、「わいせつ行為等」の発生率は0.14～0.30%である。これらは、おおむね教員10000人あたり一人から3300人あたり一人という発生頻度を意味する。この問題への社会的関心が高い中、この数値に即した認識を公教育の経営に関わる者が持ち得ているかどうか、まず問われる。

第二に、教員による「わいせつ行為」の発生率は教員を除く23～60歳の人口での同率をすべての年度で上回っており、その平均は約1.5倍、学校教育関係者には残念ながら、教員による発生率はより高いと言わざるを得ない。

第三に、教員による「わいせつ行為」の発生率は、教員以外の人々における発生率を長期間かつ継続的に上回っていることがt検定の結果により明らかである。つまり、事案の発生は、特定の年度や時期に限られるものではない。

第四に、「わいせつ行為」または「わいせつ行為等」に関わる属性については、圧倒的に男性教員による行為である同時に、かれらが所属する学校種によって発生率が大きく異なる。ちなみに、0.5%以上すなわち2000人あたり一人以上に達する場合もある男性教員による近年の「わいせつ行為等」の頻度は、自殺死亡率0.229%（厚生労働省2022）を凌駕するものであり、「社会的な死」とも言える同行為は、いっそう深刻な問題と見なせる。このことは、倫理的基準が社会的により高く想定されがちな教職にとって大きな脅威となる。

これらから、教員による「わいせつ行為」および「わいせつ行為等」に関する量的な基本認識が得られる。そして、発生頻度および教員の性別や学校種別などによる発生率の違いを踏まえた上で、教育行政と学校経営に関わる方針と方略が求められていることを導ける。

引用・関連文献

一斉休校・教育委員会対応検証プロジェクト企画，末富芳編『一斉休校 そのとき教育委員会・学校はどう動いたか？』明石書店，2022

柑本美和「教員による児童生徒等へのわいせつ行為とその防止策」日本刑事政策学会『罪と罰』58（3），2021，75-85頁

小宮龍一ほか「教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題－神奈川県内のセクシャル・ハラスメント防止の取組を中心に」『教育デザイン研究』11，2020，188-197頁

埼玉県教育委員会『不祥事防止研修プログラム「未来を育てる 私たちの使命と誇り～不祥事根絶を目指して～」』2021

榊原禎宏「教員の精神的健康への一視角－教員による『わいせつ行為』は多いか－」『京都教育大学紀要』116，2010，1-7頁

榊原禎宏・森脇正博「教員は健康に働いているか－教員による『わいせつ行為』に関する追試的研究－」『京都教育大学紀要』120，2012，1-10頁

- 榊原禎宏・森脇正博「教員による「わいせつ行為等」に関する探索的検討－属性および行為と状況－」『京都教育大学紀要』139, 2021, 93-104 頁
- 須藤康介「教師の犯罪率とその推移－同年齢集団との比較から」『日本教師教育学会年報』24, 2015, 166-169 頁
- 竹内健太「教員によるわいせつ行為への対応」『立法と調査』434, 2021, 45-57 頁
- 棚野勝文・足立慎一・芥川祐征「教員の児童生徒・保護者に対するセクシャル・ハラスメントに関する懲戒処分の実態分析」『岐阜大学教育学部研究報告人文科学』67 (1), 2018, 169-178 頁
- 森脇正博・榊原禎宏「教員の『わいせつ行為』に関する統計的再分析－学校種間の発生率の検討－」『京都教育大学紀要』132, 2018, 77-89 頁
- 神戸新聞社社会部編『学校の力 ひょうご教育最前線』神戸新聞総合出版センター, 2003
- 長野県教育委員会『非違行為の個別事案（性的な言動）に対する検証結果報告書』2021
- 警察庁『犯罪統計』所収の「統計資料」中「年間の犯罪」（各年度版）
 (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html>)。例えば, 2018 年度の場合,
https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h30/pdf/H30_04_1.pdf における「22 罪種別主たる被疑者の犯行時の年齢別検挙件数（総数表）」(2024 年 4 月 25 日最終確認)
- 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和 3 年中における自殺の状況」2022
- 総務省統計局『人口推計』(各年度版)
- 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」2006
- 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」2015
- 文部科学省『学校基本調査』(各年度版)
- 文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（各年度版）
- 文部科学省「懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況一覧（教育職員）」2020
- 文部科学省「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」2021
- 文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する方針」（文部科学大臣決定）2022

注

- 1) 文部科学大臣決定「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(2022 年 3 月 18 日)。
- 2) 「免許失効者の DB 運用開始 教職員わいせつ行為巡り」(日本教育新聞、2023 年 4 月 3 日)。
- 3) 2020 年度から、文部科学省の表現が「わいせつ行為等に係る」から「性犯罪・性暴力等に係る」に変更された。ただし、本論文のデータは 2019 年度までを対象とするため、文部科学

省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」中、「わいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的な状況について」に示される、従前の「わいせつ行為等」の定義に拠る。

- 4) 2000 年度の場合、23 歳以上 60 歳以下の「わいせつ行為」による検挙人員は 5880 人である。しかし、ここには教員による事案 107 人が含まれていることから、その数を減じ、5773 人を教員以外のグループでの事案数とした。
- 5) Shapiro-wilk 検定の有意確率が 0.05 未満であれば非正規分布、0.05 以上であれば正規分布であったと判断できる。本データは、いずれも Shapiro-wilk 検定の有意確率が 0.05% 以上であり、データの分布が正規分布と判断できたので、対応のない t 検定を使用して分析を行った。
- 6) 2020 年には、すべての都道府県及び政令指定都市の教育委員会が、児童生徒にわいせつ行為を行った教員を原則として懲戒免職にする規定の整備を終えた。また研修に関しては、例えば、埼玉県教育委員会（2021）が、「教職員の不祥事根絶に向けた効果的な研修を実施するため、研修の目的・目標・内容などのアウトラインを整理するとともに、様々な研修に活用できる総合的なテキストとしてまとめた」プログラムを策定し、「児童生徒に対するわいせつ行為」と題する別途資料と合わせて、積極的な啓発活動に臨んでいる。
- 7) 「小学校教員、『更衣室』にも使う理科室に盗撮カメラ設置」（読売新聞、2022 年 6 月 19 日）等、勤務先や公共トイレ内の盗撮の事案が複数見られる。
- 8) 文部科学省は 2021 年、SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること等を、都道府県教育委員会等に通知した。また、浜松市教育委員会は「スマホの撮影機能を使って学校トイレ内を撮影」といった事案が相次いだことから、教職員のスマートフォンを職員室で管理することとした（朝日新聞、2019 年 11 月 19 日）。
- 9) 文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」各年度版を参照。

[附記] 本論文は榊原が構想し、森脇がデータの算出と整理を担った上で、ともに分析と解釈を重ね、次のように執筆を分担した。1、4：榊原、2、3：森脇。

